

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

平成 23 年 6 月 10 日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正を予定しております。

このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、担当部において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見に対して個別に回答は致しかねますので、予めその旨ご了承願います。

ご意見の受付は、以下の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正について

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合

FAX 番号：03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5F

日本小型船舶検査機構業務部検査検定課あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構業務部検査検定課あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

3. 意見募集期限

平成 23 年 6 月 30 日まで（必着）

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見は、ご遠慮願います。（募集手続き等に関する問合せを除く。）

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますのでご承知おき下さい。

記

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正について

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（以下「細則」という。）及び特殊基準は、船舶安全法第 25 条の 29 の規定により小型船舶検査事務の実施に関する規程として国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構検査事務規程に基づき制定されるものであり、細則は同規程 11-1 の規定に基づき小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を、また、特殊基準は同規程 3-2-1 の規定に基づき特殊な小型船舶であって小型船舶安全規則により難い特別な理由があるものの検査に係る事項を、それぞれ規定しています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

第 1 編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

第 2 編 検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

第 3 編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

第 4 編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

第 5 編 漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

また、特殊基準は次のとおり制定されています。

- (1) 小型帆船特殊基準
- (2) 多胴型小型帆船特殊基準
- (3) 膨脹式ボート特殊基準
- (4) 小型カーフェリー特殊基準
- (5) プロペラボート特殊基準

なお、現行の検査事務規程、細則及び特殊基準は、当機構ホームページにて公開しております。

2. 改正の背景について

近年、海洋レジャーに対する国民の趣向及び要求の多様化が進み、また、それらを踏まえ小型船舶関連事業者による市場対応に関し、様々な製品展開が図られる背景において小型船舶及びその関係部品に係る船舶検査において、より妥当かつ合理的な技術基準を整備・適用すべきことが求められています。

今般、これらの状況を踏まえながら、当機構が実施する船舶検査において、小型船舶及びその関係部品に適用される技術基準につき、必要に応じた適宜適切な見直しを実施するものです。

3. 改正の概要について

(1) 細則

a) 小型船舶安全規則関連

① 同等物の追加

沿岸小型船舶に備える海図と類似の刊行物として1件追加します。

② 小型船舶の構造確認基準の追加

アルミニウム製小型船舶（通称カートッパー型）船体については、現在、落下試験又は注意書の貼付で対応していますが、当機構の調査研究の結果を基に板厚による強度確認方法を追加します。（対象船舶は長さ6m未満）

③ 甲板室内の開口（いけす）のコーミング高さ設置要件

無甲板船に設置する「いけす」の要件は定めていますが、甲板室内に設置する場合の要件を新たに設定します。

④ 動力伝達装置の強度確認方法

動力伝達装置及び軸系の適用基準に、これまでの実績を踏まえ日本機械学会の計算式を採用入れます。

⑤ 燃料油の引火点の変更

船舶設備規程等改正に伴い、引火性液体類の引火点の基準が61℃から60℃に変更になったことから該当する箇所について変更します。

⑥ 小型漁船の構造確認基準の追加

軽合金製排水量型の小型漁船の構造基準に「アルミニウム合金製漁船構造基準（平成6年版）」を追加します。

b) 検査の実施方法関連

① 陸上試運転の方法

陸上試運転についてはJIS規格を標準としていますが、それ以外の運転要領についてもJIS規格と同等の評価が出来るものについては個別に認めるようにします。

(2) 特殊基準

① 小型帆船特殊基準及び多胴型帆船特殊基準において、復原性能について一部誤記の修正を行います。

② 膨脹式ボート特使基準において、複合型ボートの定員算定式の1つとして気室容積をベースに行っていますが、気室部分が発泡体の場合は比重が異なることから不合理であるため、不沈

性能を確認することで定員を算定できる基準を追加します。

- ③ 小型カーフェリー特殊基準において、国のカーフェリーの基準が見直されたことを受け、該当する箇所を改正します。

(3) その他所要の改正を行う予定です。

4. 運用開始日 平成 23 年 7 月 1 日 (予定)